

【論文】

天和（正徳期（一六八一～一七二五）における尾太銅鉛山の経営動向

長谷川 成一

はじめに

尾太鉦山が銀山としての盛りを迎えたのは延宝期（一六七三～一八〇）であり、銀鉦石の枯渇と水敷（＝坑道の水没）によって、早くも同末年には銀山としての急激な衰退が誰の目にも明らかになった。銀山の盛衰と経営の実態については、拙稿「延宝・天和期の尾太銀銅山―御手山の繁栄と衰退―」（『人文社会論叢』〈人文科学篇〉第一二二号 二〇〇四年、以後、同論文を拙稿Ⅰと略称）を参照されたい。

本稿では、その後を受けて、天和元年（一六八一）三月、御手山（藩による直支配の山）から運上山（商人や山師に運上金を上納させて採掘を許可した山。弘前藩では「商人山」と呼ぶことが多い）へと、経営の形態を転換した同鉦山の動向を、明らかにしてゆくことにする。前述のように銀山としてではなく、銅鉛山として衰退著しい同鉦山を、弘前藩がどのようにして経営の回復を図

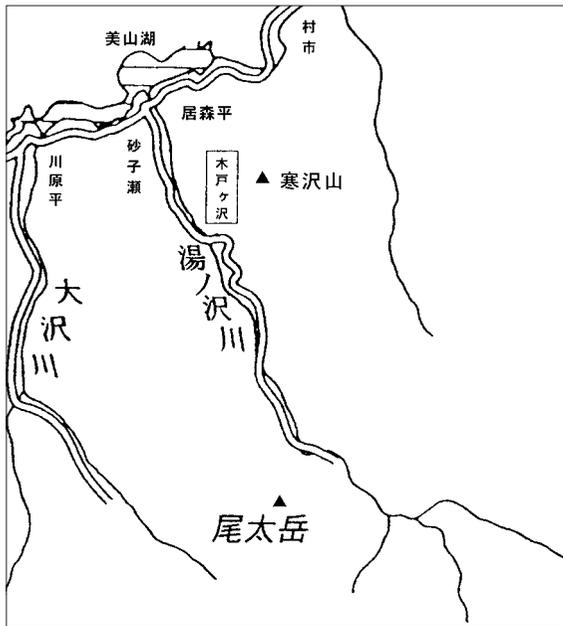
ろうとしたのか、その過程を「弘前藩庁日記 御国日記」（弘前市立弘前図書館蔵、以後「国日記」と略記）を中心とした史料に基づいて分析することにした。具体的には、十七世紀後半から十八世紀前半に至る、商人山師と呼ばれた山師たちを駆使して実施された、弘前藩の多岐にわたる鉦産回復の試みに焦点を当てることにしたい。なお、延宝末年の経営転換に関する詳細は、拙稿Ⅰを参照されたい。

本稿に関わる主な地名については、次ページの「西目屋・湯ノ沢川地区略図」を参照のこと。

一 尾太銀山衰退の要因とその対策案

「国日記」などの弘前藩の公式史料は、尾太銀山の衰退の理由について一切触れていない。その中であって、次の「国日記」天和三年（一六八三）五月八日条の記事（『青森県史 資料編 近世津軽2 後期津軽領』青森県 二〇〇六年 二〇九号に収

録)は、運上山に転換して後、藩として尾太鉦山の将来にいかうに対処して行くのか、という基本方針を示したものとして我々に多くの示唆を与える。運上山に移行して二年が経過した、天和三年三月二日、かつて惣山奉行の唐牛与右衛門の下で鉦山役人を務め、引き続き鉦山の役務に就いていた黒石九左衛門と笹森治左衛門が、「尾太御山諸色委細帳面」を江戸藩邸に提出して、尾太銀銅山の現状と各問題点を報告し、それについて藩主や家老の裁定を仰いだのである。同文書は、一つ書き八カ条にわたる「黒石九左衛門・笹森治左衛門口上之覚」(以後、「口上之覚」と略記)で、内容は尾太鉦山の回復・再建築ばかりでなく、藩の鉦山政策にも関わる条項も含んでいて貴重である。



西目屋・湯ノ沢川地区略図

本章では「口上之覚」各条に逐次検討を加え、十七世紀後半、銅鉛山として再出発した尾太鉦山について明らかにしていきたい。拙稿1において言及したところと多少重複する箇所もあるが、改めて「口上之覚」を踏まえて延宝末年から天和年間にかけての尾太銀銅山の現況を、明確にしておこう。

「口上之覚」の第一条は、次のように見える。

- 一、尾太御山之儀、大坂屋七郎兵衛と申者望申之由、二階弥三左衛門より申越候、御山直り候迄ハ、何年も無役被仰付度由二候、右之御山之儀数年御手前山二被仰付候、是又入方ニも逢不申損領仕、秋田^五罷帰候、尤御山者能候得共、鉦之歩付無之候、殊ニ水敷ニ罷成穿所も無御座候而、自初御為ニ宜望申者無御座候、一・三年も無役ニ被仰付、水貫普請仕望申所切付、山仕徳^再も御座候節、御為上り申様ニ被仰付候者、末々迄御山盛り可申と奉存候、右之通可然と被思召候者、御留主中望次第二相究可申と奉存候、
- 右書付之通望申者在之候者、無役ニ可申付之旨御家老中被仰候、
- 右の内容で注目されるのは、次の点であろう。
- ① 運上山に移行した後、大坂屋七郎兵衛が二階弥三左衛門を通じて尾太銀銅山の稼行を、鉦山が回復するまで無役で実施することを希望してきたが、採算が合わないため秋田へ帰ってしまった。
 - ② 鉦山の状態は必ずしも悪くないのだが、採鉦した鉦石は低品位の物が多く、その上、水敷すなわち坑道が水没してい

るため、充分な採掘ができない。

③数年間、無役で水抜普請（疎水坑の工事）を実施して排水が可能になった段階で山師に採鉱させると、彼らも損を蒙らず、尾太鉾山も繁栄することは間違いない。

右の三点にわたる指摘は、当時の同山に関する深刻な問題を的確に言い当てている。それはともかく水敷Ⅱ坑道の水没の解消が当面の課題であり、水抜普請をしさえすれば、二・三年の無役期間を設けた上で、山勢の回復は困難ではないというのが、藩首脳判断であった。しかし水抜普請は、それほど簡単ではなかったように、第二条の記事によれば、天和三年の段階では木戸ヶ沢に居住していた山師たちに、蔵米給与や銅鉛鉛の支給を行うことで水抜普請をさせようとした。

ところで、ほぼ同時期の隣領秋田藩の有力鉾山も水敷に悩まされていた。「鉾山至宝要録」には、院内（秋田県湯沢市）・畑（秋田県大仙市）両鉾山を事例とする関係記事が見える。それについては、すでに拙稿¹で言及しているので、ここではあえて触れない。

「口上之覚」の第二条以下については、煩雑さを避けるため、要点を摘記し必要に応じて原文を掲げることにする。

さて第二条の要旨は、次の通りである。

前記の大坂屋は、今年尾太鉾山の開発を希望しなかった。そこで、木戸ヶ沢の山師たちの提案によると、尾太鉾山の敷については無役とし、銅鉛の鉾石を下付してくれるならば、蔵米二〇〇俵を借用の上、水抜普請を実施しても良いというものであった。そうでないと山師たちが当地にやっても坑道が水没していたのでは、やる気が起きない。今年水抜普請を実施しておけば、将

来も益になるのであって、蔵米を目屋野沢から尾太鉾山へ上せ、年末に山師たちから高価格で返却させると損にはならないであろう。大坂屋が参加しないことから、このままでは尾太鉾山に「主付」つまり山主がいないう状態になってしまう、と危機感を煽った。

それに対して、藩首脳は右の提案を是として、木戸ヶ沢の山師たちに銅鉛の鉾石を与えて水抜普請に着手させ、蔵米二〇〇俵を貸与して年末に銀子で返却させることにした。

木戸ヶ沢の山師たちに蔵米貸与と銅鉛鉾石下付でもって疎水坑を工事させ、水没した坑道の回復を図ろうとしたのである。

第三条は、次の通りである。

「御手前山（御手山のこと）の時分に吹き残した銅鉾石が、五〇〇〇荷（約二三三トン）ほど残存していた。それを昨年、泉屋又三郎に、十分二役（二〇パーセント上納）で製鍊をさせたが、ほとんど目に見える収穫がなく、断念した経緯があった。これは尾太鉾山と中之沢で三・四年間囲い置いた鉾石で、雨雪にさらしたため、「生鉛」になってしまったようだ。雪消えとともに山中に捨て置いた鉾石の再製鍊を、蔵米一〇〇俵、銀一貫目、人足一〇人でもって実施してしまいたい。ただし五〇〇〇荷からは銅五〇箇（三トン）ほどを得られる予定だが、もし再製鍊してもさらに損が高むようであれば中止する。本年も望みの者がいなければ、そのままということになろう。

右の提案に対して、藩首脳は全面的に了承を与えた。

第四条は、次の通りである。

尾太鉾山で使用した鉄道具や鞆、材木などが残存している。鞆と材木は、下付を希望する者はあったが、鉄道具は低価格で払い

下げをしたにも拘わらず希望者がなかった。当年も低価格で鉄道具を払い下げて銀で上納させることにし、在方にも触れ出し希望があり次第払い下げを行う。ただし鞆は、尾太で必要な数以外を「弘前御蔵」に格納したらと思うが、運搬に人足が必要になろう。

右の提案に対しても、藩はおおむね了承し、鞆の弘前運搬については徐々に実施せよと下命した。

第五条は、次の通りである。

「口上之覚」作成者の黒石・笹森両人が、山巧者を同行して領内の金銀山、銅鉛の見分をくまなく行いたい。領内の山見立てに関して、扶持方の給与と伝馬二匹の提供、鞆・鉄道具の持参を許可されたいとの要望を出した。

右の提案に対して、藩首脳は了承を与え、黒石・笹森両人でなく「山見之者」たちだけで出かける場合でも扶持方と伝馬の件は了解すると述べている。

第六条は、次の通りである。

水木村七右衛門ら四人の者達は、本年まで尾太鉾山の勘定事務を担当してきたが、残務処理が四月中に終了する。数年来事務をこなしてきた彼らは、鉾山の様子を熟知しており、勘定事務の継続と未返済の債務返済の催促などに必要であり、ことに新たに山主が登場した時には、彼らが不在では山の経営が成り立たない。

右の提案に対して、藩首脳は水木村七右衛門ら四人を他の部署へ異動させることはせず、継続して尾太鉾山の山方を勤めるよう下命するとした。

第七条は、次の通りである。

尾太鉾山の当番（山奉行に直属する役人）^①だった赤石・吉田・

高畑三人の切米支給額は、尾太開坑以来一昨年までは、「口上之覚」によると次の通りであった。

御切米被下置候覚

一、金三両壱人扶持 赤石久大夫

一、金三両壱人扶持 吉田留左衛門

一、金貳両壱人扶持 高畑伊右衛門

御手山の時から切米三両一人扶持と二両一人扶持を支給されてきたが、商人山に転換した後は、従来の金給分を没収され一人扶持に減額されたため、家族持ちの彼ら三人は生活が成り立たず、昨年、黒石と笹森に暇乞いを申し出てきた。今年、大坂屋などが山主を希望した場合、当番である彼らがいないと金山・銀山・銅山ともに山詮議をする人材が払底することになり、領内鉾山の経営自体が成り立たないことになろう。したがって少しなりとも切米の支給を増額し、尾太鉾山で仕事がないときは弘前で似合いの仕事させ、鉾山が稼行する場合は山に詰めさせるようにしたい。藩首脳は右の提案を妥当と認め、赤石ら三人の切米金支給額を元の通りに回復させた。なお吉田留左衛門は、四カ月後の七月、「ひくに」（比丘尼）を女房にしたいとの切なる願いを親類に反対され、下人を連れて出奔した。^②

第八条は、次の通りである。

今年、領内の山見立てによって、金銀山が発見された時、山師たちの現況を見た場合、それに応えられない状態にあるようだ。つまり山中の山師たちは手詰まりの状態で、しかも「渴命」のていたらくでは、開発の準備も不可能である。金銀山が発見された際には、藩が蔵米や開発経費を負担するように願いたい。

右の提案に対して、藩首脳は現在どれほどの経費がかかるのか不明なので、判断はできないが、見積もりができ次第、報告をあげるようにと指示した。

以上、「口上之覚」の概要と要点を述べてきたが、黒石・笹森両人の提案を藩首脳は全面的に了承しているように見え、運上山に転換した尾太鉦山の衰退を回復するため、天和末年に藩が構想した方策を次にまとめることとした。

弘前藩が、基本的に尾太鉦山の銅鉛山としての再建を志向したことは間違いないであろう。その際の障害となったのが、水敷すなわち坑道の水没と、山師たちの疲弊であった。坑道の水没については、とにかく水抜普請をすることが第一であって、そうでないと新たな山師が開発意欲を示さない。鉦山町の木戸ヶ沢の山師たちに銅鉛の鉦石を給与し、無役での敷の開発を約束することで、取りかからせる。山師たちの疲弊回復は、彼らへ蔵米の貸与と開発経費の補助を藩が行うことにした。つまり、木戸ヶ沢に居住する山師たちの救済をいかに図るかということにあった。

右の二点の問題が解消した暁に、大坂屋などの新山主が尾太鉦山に興味を示した時に備えて、今まで担当してきた山方の有能な人材の流出を防ぎ、輔などの基本的な設備の散逸を防止することが肝要である、としている。

尾太鉦山の再建築とは別に、山巧者たちによる領内の山見立てを実施して新たな鉦山開発の可能性を探る方策も採用した。その際も、扶持米・伝馬などの支給と提供が提案され、藩による全面的な支援を要請している。なお拙稿¹でも言及したが、すでに天和元年六月、藩は弘前城下新町の角右衛門に「打間之沢相内」(現

在地不明)に銀山の見立てを、泉屋又三郎には弘前市大和沢の「大沢之内中泊」に銅山見立てを依頼していた(『国日記』同年六月二十九日条)。

その他、御手山の時分から吹き残した銅鉦石の製錬を命じ、鉦山運営に携わっていた役人を再配置し、鉄道具などの鉦山資材を処理するなど、その意味では御手山以来の残務を整理しようとした。運上山に転換した尾太鉦山の再生と、木戸ヶ沢の山師救済、新たな領内鉦山の見立てと開発、これらを柱として、この後、弘前藩は改めて鉦業の振興を目指したと言えよう。具体的には、次章以下で検討することにした。

泉屋又三郎と住友泉屋 「口上之覚」第三条で言及した、泉屋又三郎については、大坂の住友泉屋との関わりのある人物ではないかとの見通しを前に述べたが(拙稿「尾太以前―近世前期津軽領鉦山の復元と鉦山開発―」『青森県史研究』七号 二〇〇二年 以後、同論文を拙稿²と略称)、今井典子氏から住友泉屋と泉屋又三郎に関して貴重なご教示をいただいた。以下、今井氏のご教示を参考に泉屋又三郎について、明らかにしておきたい。

泉屋又三郎は、住友家古過去帳に貞享五年(一六八八、元禄元年)七月に没した人物として記載があるという(『泉屋叢考』第一輯 一九八七年)。以下、特に断らない限りは同書によって述べることにした。彼が住友家の一員であったことは間違いない、又三郎の奥羽地方における足跡は無視し得ないものがあり、なかでも顕著な働きを見せた地域としては、南部領があげられよう。住友泉屋は、十七世紀後半、奥羽地方の銅山開発に乗り出し、鹿角郡の立石・鶴^{とぎ}・十和田、出羽国では幸生・三枚・横沢・板木

沢・加久知・七十枚の各銅鉛山に関与したという。そのうち、又三郎が深く関わったのは、十和田鉛山であり、延宝六年から同九年にわたって運上十分一を除き総額鉛七万一千五百一貫余(約二六・八トン)、箇数にして五七五九個を同山で稼ぎ出した。また会津黒沢村銅山(福島県耶麻郡西会津町)の敷には、年代不明なるも「先泉屋又三郎稼捨」との記述が見え(『住友史料叢書 宝の山』思文閣出版 一九九一年 三六ページ)、秋田領・南部領だけでなく会津若松領まで進出していたようだ。十和田鉛山を稼行させていた時期は、又三郎が津軽領に入り込む直前に当たり、十和田鉛山の後、尾太鉦山の銅製錬を天和二年に請け負ったのであった。

従来、大坂の住友泉屋は四国の別子銅山開坑以前、奥羽地方では秋田・南部・会津領や山形県内の銅鉛山の開発を手がけてきたと言われてきたが、津軽領でも泉屋又三郎を通じて尾太銅鉛山の再開発に銅製錬という作業ではあっても関係していた。住友泉屋は奥羽地方の銅鉛山へ、ほぼ全域にわたって関与したといえよう。前述のように、弘前藩では、天和元年、泉屋又三郎には弘前市大和沢の「大沢之内中泊」に銅山見立てを下命していた(『国日記』同年六月二十九日条)。その翌年には、尾太鉦山の吹残りの銅鉦石の製錬を依頼しており、領内鉦山の見立てと製錬を依頼したのである。次章で言及する山師二階弥三右衛門と泉屋又三郎が、尾太鉦山の経営を任されたという記録は、住友泉屋が又三郎を介して本格的に津軽領内鉦山に入り込もうとしていたのではないかと考えられる。しかし、又三郎は貞享五年に死去したとのことであるから、この時期における住友泉屋の目的は頓挫したようだ。

二 天和三年以降の尾太鉦山再興と領内鉦山開発

前章で検討した「口上之覚」の中で、秋田の山師とみられる大坂屋七郎兵衛が弘前の二階弥三左衛門を通じて尾太銀銅山の稼行を、山色が回復するまで無役で実施することを希望してきたが、採算があわず秋田へ帰ったことを紹介した。弘前藩は、当時、大坂屋が山主となつて、尾太鉦山の経営再建を要望しており、大坂屋次第で再建は可能になるものと判断していた節がある。秋田の大坂屋七郎兵衛とは、いったいいかなる人物なのか。藩は、山師としてではなく金主として期待している様子なので、開発の資本を賄い得る立場の人物と思われる。また弘前の二階弥三左衛門を媒介として尾太鉦山の稼行を打診したというから、両者は懇意の間柄のようである。両者の接点は、実は秋田阿仁銅山の開発にあったのではないかと推察される。

享保十年(一七二五)「秋田金山旧記 全」(『秋田県史』資料近世編下 秋田県 一九六三年 八九〇号)の「秋田郡阿仁銀山之次第聞書」に、阿仁の「板木沢銅山」の見立てを「奥州津軽之者、二階弥惣右衛門」が行い、同じく「三枚」山を「撰州町人 大坂屋久左衛門手代」が見立てたとある。大坂屋久左衛門とは、大坂銅吹屋十七人衆の一人で、延宝期、住友泉屋吉左衛門に次ぐ有力な銅吹屋であった(『泉屋叢考』第八輯 住友修史室 一九八三年 五五ページ)。彼は天和年間に出羽国最上郡の永松銅山の稼行主でもあったので、当時、阿仁・永松など東北地方の銅山経営に積極的に乗り出していたようだ(同前第一輯 一九八七年

二七ページ)。大坂の有力銅吹屋である大坂屋が、秋田に手代を置いて阿仁銅山開発に二階とともに参加していたことや手代を奥羽の各鉱山へ派遣して開発に従事させていたのを踏まえると、この大坂屋七郎兵衛とは、「秋田郡阿仁銀山之次第開書」に見える大坂屋久左衛門の手代の一人だったのではなからうか。この推定が成立すると、尾太銅鉛山の開発には、秋田阿仁板木沢銅山と同様、大坂銅吹屋が手代を通じて、介在していた可能性が高い。二階は、大坂銅吹屋の資本を支えとして尾太銅鉛山の再建に取りかかるうとしていたのである。

なお、第三章で言及するように、宝永五年(一七〇八)まで、大和沢の中留銅山に大坂屋久左衛門の手代次右衛門が名代として稼行していた事実があり、大坂屋の津軽領内銅山への介在は疑いなし事実である。

「口上之覚」第一条には、大坂屋が二階を通じて開発に乗り出したように記されていたが、彼は採算の問題で撤退したにも拘わらず、弘前藩はあくまでも大坂屋による稼行を期待していた。実際には、天和三年(一六八三)五月、二階に尾太鉦山の吹き残しの鉦石の製錬を命じており、翌月の閏五月には吹大工を徴募するため秋田に銅吹きを派遣した(「国日記」天和三年五月十五日・閏五月一日条)。六月下旬、弘前藩は、返却の確約を踏まえて、鉦夫の食料として蔵米二〇〇俵を二階に貸与し、いよいよ尾太銅鉛山の再稼行を開始した。九月、「御山入用」として銀一貫目と蔵米一〇〇俵の貸与がなされた(同前九月二十七日条)。貸与銀のうち三〇〇匁は、鉦石を製錬させる給銀として使用したという(同前)。これらの事業は「口上之覚」に構想された内容であり、二階は吹

き残しの鉦石の製錬と水抜普請から着手したと推定される。その際、拙稿1でも言及したように、同年十二月、御手山以来、尾太鉦山の山先だった秋田「平沢角之助」を弘前藩は召し放ちに処し、従来のがらみを断ち切って鉦山再興の決意を新たにした。

尾太鉦山の再開発が進行するなか、「口上之覚」第五条にみえる、領内鉦山の見立ても実行に移されていた。天和三年九月、当番の黒石九左衛門は二階が見立てた三目内山(青森県南津軽郡大鰐町)の銅鉦石を分析、さらに同山を見分して銅山として申し分のない上々の山であり、尾太のある湯ノ沢川流域にも匹敵する山がないほどの銅山であると言明し、開発に取りかかることにしたという(同前九月三十日・十月一日条)。このほか、貞享三年(一六八六)に入ると、「口上之覚」を作成した御手廻藩士の笹森治左衛門が主体となって外浜地域の山見立てが実施され、「外浜おこたらへ(奥平部)」「青森県東津軽郡今別町」に鉛山が発見された(同前同年八月二十日・二十二日条)。さらに荒川(青森市)の近所で把松に銀山見立てがなされ、九月には唐牛山に鉄山が開坑されたという(同前九月二日条)。

時期は少し下るが、貞享四年十月、大間越小入良川銀山(青森県西津軽郡深浦町)で新たな鉦^{つる}鉦脈を発見したとの報告があった。当番の赤石らが見分に出張した(同前貞享四年十月二・三日条)。小入良川銀山の新鉦脈については、庄内の徳兵衛という山師が稼行しようとしたが、山の様子が不安定なと資金不足のため、徳兵衛は来春改めて来領して開発に当たる旨を述べ帰国してしまったという(同前元禄元年十月三十日条)。元禄二年(一六八九)には、金木山のうち「赤あり沢」というところに銀山見立ての

上、小屋掛けして山巧者を派遣し、開発を推進しようとした(同前元禄二年十月三日条)。

右の中で有望に見えた荒川の把松銀山は、厳密に見分し鉱石を入念に問い吹きしたところ、鉱石に銀が全く含有されていなかった。同山は秋田彦兵衛という山師が取り仕切っていた山であった。彦兵衛は虚偽の報告をしたことが判明。彦兵衛は露見する前に同所を欠落ちし逃亡したという(同前貞享三年九月二日条)。このように当時津軽領には各地から怪しげな山師が入領して、領内各山の見立てをしては、いわゆる一山を当てようとしていたよう⁴⁾だ。一方、前述の奥平部では早くも採鉱した鉛鉱石の製錬が行われ、六五貫余を得ており、製錬していい鉛鉛一三〇荷ほどを山師たちに下付した(同前同年九月十日条)。おそらく、山師たちに対する報奨の意味もあったのだろう。

肝心の尾太鉱山では、貞享三年九月初め、御手廻藩士の黒石九左衛門から報告があり、尾太鉱山の水抜普請が完了したこと、「砂懸巧者」の山師たちに見分させたところ、同山の敷は「川沢手ねちり」と呼ばれる鉱山に匹敵するものであるとの評価を得たという(同前 同年九月三日条)。「川沢手ねちり」とは、「山機録」によると、目屋野沢の大沢にある「手ねちり沢金山」を指し、現在の大沢川の流域にある金山と推定され、尾太鉱山よりも西側に位置する。「手ねちり沢金山」が当時どのような稼行状態にあったのか、資料に見えないので不明だが、比較の対象例として掲げられるほどの、山色が良い鉱山であったのは間違いないようだ。

二階弥三右衛門の経営 前述のように弘前藩は弘前の山師二階に尾太鉱山の再興を託して、蔵米と銀を貸与して吹き残しの鉱石

の製錬と坑道の復活を実施させた。おそらく藩の費用で行った水抜普請を成就して、尾太鉱山の水敷は一部解消されたようである。貞享三年(一六八六)十二月、二階は天和三年(一六八三)から四年間、自費で水抜普請をした結果、石銀五〇貫余(鉛のこと、一荷一〇貫目入り、約一・八トン)を採掘した。そこで藩としては、本来ならば十分一役を徴収する権利があったにもかかわらず、褒美として二階にその鉱石を全て下賜した(「国日記」貞享三年十二月四日条)。九月に藩へ報告があった水抜普請と二階の自費で実施した水抜普請との関係は不明だが、あるいは藩の方は本来の坑道であって、二階のそれは横番、すなわち本坑から枝分かれた坑道の水抜普請であったのかもしれない。このように天和三年から開始した尾太鉱山の再建は、一部成就しつつあったといえよう。

翌貞享四年二月、二階は「尾太山仕(師)」として、同年の採鉱を開始するに当たり藩へ次のように申し出た(同前同年二月二十二日条)。昨年までは自費で水抜普請を行ってきたが、今年稼行の準備に取り掛かったものの、米が高価格のため飯米不足に陥る恐れがあり、蔵米三〇〇俵の貸与を願いたい、その代金は暮れに支払う予定であるというものであった。二階の手元には昨冬から製錬した銅が五〇箇ほどあり、仕入金として二〇〇両ほどを準備したが、これでは不足なので思ったような稼行はできないとして、蔵米貸与を願った。前月の正月、二階は御手廻の笹森と黒石に願書を提出して、木綿一〇〇〇反、古手三〇〇、練綿四箇、茶五本、半紙二箇、蠟燭二挺、鉄などを上方から運漕して欲しい旨を要望し、湊役などの諸役免除もあわせて要求した(同前)。

藩は、蔵米については当年の廻米が実行に移された段階で、もし余剰があるならば二階に借用を認め、他の要求についてはほぼ認める回答をした。事実、四月には、尾太鉦山で入用ということ で上方から買ひ下げた木綿など、二階が正月に要求した品々全てが整ったようで、二階の要請があり次第、それらの物品を渡すようにとの指示を鱒ヶ沢目付へ与えている(同前同年四月二十七日条)。

前記二階の貞享四年正月の願書は、藩への要望を記す際に、「先年泉屋又三郎尾太御山被仰付候節もケ様之御役ハ御免ニ罷成候間(同前貞享四年二月二十二日条)と、藩は泉屋に尾太鉦山の経営を一時任せたことがあって、それを前例にして諸役免除を願ひ出ているのである。天和三年「口上之覚」を見た限りでは、三カ条目に泉屋へ吹き残しの鉋五〇〇〇荷を十分二役で製鍊を委嘱したとあるが、尾太鉦山自体の経営を泉屋に委任したとの記事は、「国日記」には見えない。前章でも触れたように天和元年六月、泉屋には「大沢之内中泊」銅山の見立てを依頼したのであって、尾太の件は見当たらないのである。

しかし、二階がこのように上申して、藩から前例を踏襲して諸役免除や物資面での支援を求め、それが実現しているのを考慮すると、泉屋は一時的にも尾太の経営に加わったのかもしれない。「国日記」元禄十三年十月二十四日条には、天和三年十二月、尾太銀銅山の山先であった秋田の「平沢角之助」が山先を罷免された後、二階と大坂泉屋又三郎が尾太銅山の経営を行ったとある。記事内容を全面的に信用できるのかどうか判断に迷う所である。当時、飛ぶ鳥を落とす勢いであった、幕府の勘定奉行萩原重秀から

の問い合わせに対する回答なので虚偽とは思われず、一時的にも二階と泉屋又三郎は尾太をめぐって提携する機会があったのかも しない。泉屋又三郎については、前章で説明したので参照されたい。

翌元禄元年三月、二階は次のように藩へ蔵米二〇〇俵の貸与を願ひ出た(同前同年三月二十五日条)。尾太鉦山の経営資金を従来のように大坂屋七郎兵衛に依頼していたが、大坂屋との連絡が不通となり、資金繰りが不可能となったので、蔵米を拝借したい というものであった。大坂屋は前述のように、金主として藩と二階も期待した大坂の有力銅吹屋の一人大坂屋久右衛門の手代と推定されるが、期待の高かった金主との間でパイプが詰まってしまったことから、二階は大いに窮したようだ。それに対して藩は四月、蔵米五〇俵の貸与を行ったのみで、二階はさらに五〇俵の上乗せを要請した(同前四月四日条)。この措置も焼石に水の状態であったらしく、六月、藩は、木戸ヶ沢居住者たちが逃亡して、蔵米を支給しないと残った一五軒も難儀に及ぶとして、そのうちの三軒に御救米を与えた(同前六月十三日条)。端境期にさしかかった八月、二階は秋田領能代へ金策に出かけたが、成就しないまま彼の地で病死した(同前八月十四・十八日条)。かつて二階が、大坂屋と阿仁の板木沢銅山開発を手がけた際に得た知己を頼っての金策であったのではないかと推測される。

金掘りたちに対する給銀の不払いを解消するための金策であったが、それがかなわず、藩としては二階の息子林之助と一類に尾太銅鉛山の経営を引き続き実施させることにした。当時、尾太の二階の敷で稼行に従事していた金掘りたちは九三人と記されて

いる。

二階は大坂屋との資金パイプが遮断されたことで経営は窮地に陥ったが、右に述べたように、その以前から藩の支援を継続的に受けてようやく稼行していたのは疑いない事実である。天和元年、御手山から運上山へ経営形態を転換したとはいうものの、運上を競り合う山師たちが数多く参集して敷を稼行させたわけではなく、山師の多くは尾太を魅力ある山として見なかったようだ。したがって藩は、天和三年、「口上之覚」にしたがって再建築を練り、その方針に沿って尾太鉾山の再興を図った。運上山といっても、実際は御手山の時と同様、藩が山師に多大の物品を支給・援助して何とか稼行するという態勢であって、実質的な運上山の経営形態ではなかったのである。

跡を受け継いだ二階林之助は、元禄二年四月、前々年の貞享四年に藩へ要望した先例に倣って、木綿一〇〇〇反、古手三〇〇、繰綿四箇、茶五本、半紙二箇、蠟燭二挺（櫃カ）、鉄などを上方から運漕して欲しい旨を要望し、湊役などの諸役免除を要求した（同前同年四月十四日条）。それを藩は許可したようで、二階の尾太鉾山経営は従来と同様、藩による物品の供与という全面的なバックアップによって同年も継続された。

しかし、二階の尾太鉾山経営は、根本的に金主を欠いていたので、順調に進捗したとはとうてい考えられない。おそらく、元禄二年をもって二階は尾太鉾山から撤退したのではないかと推察される。

松山嘉兵衛らによる経営 翌元禄三年（一六九〇）に入ると、

藩は二階に見切りをつけたらしく、新たな山師による尾太鉾山の

再建を模索しようだ。鉾立が行われる前の同年三月、尾太鉾山の経営を希望する者が現れたのである。「国日記」元禄三年三月二十一日条には、その間のことと記録されているので、左に紹介する。

一、笹森治左衛門・黒石九左衛門申立候者、土手町松山嘉兵衛・高橋喜左衛門と申者兩人二而尾太銅御山望申候、今度従秋田銀本松岡伊右衛門と同道二而罷越候間、被仰付候者、水拔昼夜情を出シ普請仕、当夏中二成就仕候様二可仕候、水拔普請之内ハ、金銀之鉉二逢申候者早速注進仕、御穿分二可仕候、銅鉛之儀出来次第拾歩一之御役拾固二壺固宛差上可申候、若銀たりつよく御座候ハ、固数も出来申候者、乍此上御役之儀御意次第二差上可申候、尤普請之内御山入用之諸色ハ御役御赦免二被仰付、炭木取申候儀何方二而取申候共、勝手次第二被仰付候様二奉願候、丸山二銅箔古敷御座候、是又一所二奉願之旨申二付僉議仕候哉と相尋候処、申付候而も苦ケ間敷由治左衛門・九左衛門口上書二而申立候二付、相談之上鞞負相達願之通申渡之、

（傍線筆者）

右によれば、弘前城下土手町の松山嘉兵衛と高橋喜左衛門が秋田の銀主松岡伊右衛門をともなつて尾太「銅御山」の開発を希望したという。藩では、松山・高橋と銀主松岡に対して、傍線にも見えるように、水抜普請をとにかく今年の夏中に終え、同普請中にもし金銀の鉉脈に突き当たつたならば、藩へ報告の上、「御穿分」掘分の方式でもって採掘することにする。銅や鉛の場合、十分一役とし、御役の分銅一〇箇に一箇を献上する。「銀

たり」(滴銀、零銀、足銀ともいう。銅から抽出した灰吹銀のこと)が多い時には、藩庁の意図に従い役の負担をする。そのほか鉱山に関する諸役は全て免除し、製錬に使用する炭や木は、いずこの山でも自由に伐採してよい。丸山(尾太鉱山の近くにある)に銅鉛の間歩が残っているが、それも開発の対象としたいが、という要望にも許可を与え、条件を付けつつも彼らへ尾太鉱山の再開発を全面的に求めたのである。

松山へ提示した、開発に当たったの藩側の条件については、次のようにまとめられよう。

第一に、尾太鉱山における水抜普請^①疎水坑工事を松山たち山師に実施させ、その際に金銀の鉱脈が発見された場合、掘分方式で採鉱を許可する。これは、元の敷主と排水を行った者との権利関係を藩は顧慮しておらず、水抜普請の際に行われていた当時の鉱山の慣行を無視したものであった。^②第二に、銅鉛については十分一役を徴収するとし、尾太で行われていた従来の慣行を踏襲した。第三に鉱山開発に関わる諸役は、全て免除するとしており、これは二階以来の方式を採用した。第四に、製錬に費消する炭用の材木は、領内いづれの山にても伐採を許可するように求めており、それも許可したと思われる。製錬用の炭材木に関して、このような項目は、二階の際にも見えなかったことであり、尾太鉱山周辺、目屋野沢近隣の材木山が、今まで押し進めてきた尾太鉱山開発と製錬作業によって、ほとんど伐採された可能性がある。拙稿^③でも触れたように、延宝期の銀銅山としての盛りを迎えた尾太鉱山と近隣の山では、冬季に頻発する雪崩に悩まされていたが、実は製錬用の材木が伐り尽くされて「裸山」になったことを

物語っている。ここにいたって、製錬用材木の不足は深刻さを増してきたようで、松山たちは右の事情を踏まえて藩に要請したのであった。

興味深いのは、すでに延宝期に尾太鉱山では銀をほとんど掘り尽くしたにも関わらず、藩は銀採掘の希望をわずかに持っていたことである。水抜普請中に銀の鉱脈を発見したならば、掘分の方式で採掘してよいとのことなので、わざわざこのように言及したのはかなり期待していた節^④がある。加えて、荒製錬した銅をさらに精錬して抽出する「銀たり」つまり滴銀にまで言及しているのは、銀に対する執着が強かったことを物語っている。

「御穿分」とは、前述のように山師と藩側が採鉱した鉱石を折半する方式であり、弘前藩で最初に大がかりな銀山開発を実施した寒沢銀山以来実施しており、御手山の経営を採用していた時には、掘分が通例であった。

銅・鉛においても、十分一役徴収の方式は前述二階の尾太鉱山経営において、貞享三年十二月、実行に移そうと構想した役の賦課方式であった(「国日記」同年十二月四日条)。十分一役徴収も、銀の掘分方式と同様、山師が競り合って山の採掘権を獲得しようという運上山の形態と異なるものであった。このようにして松山嘉兵衛らによる尾太鉱山の再建は進められたようだが、この後、事業がどのように展開したのか、各史料に詳細は見えない。ただし、時期は若干下るが、「国日記」元禄十三年十月二十四日条に、尾太鉱山再建を松山へ命じたが、「是以埒明不申相止申候」と見えるので、早々のうちに失敗し彼等は撤退したのではなからうか。ついで「国日記」宝永元年(一七〇四)四月二十一日条による

種類	高	費目
金	1 2 3 兩 3 歩	尾太御山金銀請払并上方二而御借金銀請払勘定引負
銀	7 1 貫 2 7 匁 2 分 9 厘	尾太御山金銀請払并上方二而御借金銀請払勘定引負
銀	2 7 7 匁 5 分 2 厘 1 毛	笹森次左衛門預銀拝借 寅年知行米 10 分 1 にて差引残
銭	9 0 4 匁	川役流木代拝借
計	8 0 貫 6 2 3 匁 7 分 3 厘	

種類	量	費目
粃	2 0 0 俵 - 納 5 斗入り	亥年漆新田仕節、拝借
米	2 0 0 俵 - 納 3 斗入り	
計	4 0 0 俵	

別表 元禄6年尾太鉾山請払目録

と、松山は尾太銅山の開発を元禄三年に願ひ出て許可されたが、「水貫普請」に多大の費用が嵩んだため、中止したと見えるので、やはり坑内の排水工事が開発のネックになっていた。⁶⁾

このように見てくるならば、松山嘉兵衛らによる尾太鉾山経営も二階のそれと同様、運上山の形態とはほど遠いものであり、むしろ御手山、藩による直支配そのものではなかったかと考えられるのである。天和元年、弘前藩では御手山から運上山に転換して、同三年には山先の秋田の平沢角之助を罷免し、「口上之覚」の建議によって尾太鉾山の再建策を決定、それに従って事業を進めたが、水抜普請を伴う尾太鉾山の再建は容易なことではなかった。「口上之覚」でも懸念されていたが、鉾石の採掘量が思わしくなかった

とも推定される。加えて金主の撤退が続いて、藩による御手山の時と変わらずに、蔵米と経営資金の補填、それだけでなく上方から購入した物品に関する湊への入役免除も再建には功を奏さず、元禄初期に至る尾太鉾山の再建はほとんど失敗に帰した。

元禄四年、弘前藩は「尾太惣御勘定改」を下命し、翌五年にかけて「尾太御山人用諸色請払」を実施した(「国日記」元禄五年六月二十四日条)。延宝八年分勘定の算方改めでは一部不審な点を指摘されたが、勘定奉行に勘定改めの目録が提出された(同前)。それが、「国日記」元禄六年正月十九日条にみえる、請払いの目録であった。内容は、別表「元禄6年尾太鉾山請払目録」に見える通りである。ここに現れた算用がいったい何年からの収支なのか不明だが、前記元禄四年の段階で「尾太惣御勘定改」を命じた際に、延宝八年の勘定が問題になっているのを見れば、御手山の時期からの算用であつて、あるいは尾太銀銅山が稼行を開始した延宝四年からの算用とみなしえようか。

別表によれば、金銀銭合わせると銀換算で八〇貫六二三匁余、米は四〇〇俵の赤字であつたようだ。内容を見ると、金銀では尾太御山の金銀請払いと上方からの借銀返済後の赤字分、尾太役人笹森の拝借銀で、寅年(貞享三年カ)知行米から一〇分の一を差し引いた残り分、さらに川役流木代からの借錢であつた。尾太鉾山担当の役人が自己の知行米を担保に藩から借銀をしたり、藩財政の他の収入から鉾山の運営資金を流用していることが注目されよう。

米の方は、亥年(天和三年カ)の漆新田を仕立てる際の粃の借分、米二〇〇俵はおそらく山師たちの飯米として藩が貸与した

ものと推定される。

このように、尾太鉾山の経営にあたっては、藩士が自分の知行米を担保として、藩から経営資金を借用していたこと、ついで藩財政の他の費目からの流用が右のような形でなされていたことは注目されよう。鉾山と関係のない費目からの銭や粃の流用は、それだけ鉾山の経営が行き詰まっていたことの証左である。

藩からの借金・銀・銭・米の返済の方法は、重臣唐牛頼母の知行五〇〇石の中から、二〇〇石は六つ成で二二〇石分、一〇〇石は四つ成で四〇石分、合わせて一六〇石を米相場によって金銀に換算して返済をさせる。返済が終了したら、頼母へ三〇〇石分を返し、そのうちの二〇〇石分は六つ成で返却するとした。これは頼母の知行を一時的に藩へ返却するための担保とするもので、算用の帳尻を元禄六年の時点で合わせようと思図したのであった（『国日記』元禄六年正月十九日条）。

しかし、どのように算用をしようとも、尾太鉾山の収支が赤字であったことは間違いなく、延宝期にあって銀銅山の大盛りを迎えたにも関わらず、元禄六年の時点まで下ると、右のような状態であった。このように、尾太鉾山が弘前藩の財政にとって負担となってきたことは間違いなく、藩としては開発資金をこのまま山師たちに投入することは事実上不可能となったのであろう。より有力な金主すなわち大きな資本を持つ商人に尾太鉾山の稼行を試みるように依頼するようになったのである。次章において、元禄後半から宝永・正徳期にいたる、それらの商人山師像を見てゆくことにしたい。

三 元禄期後半からの尾太銅鉛山開発

周知のように、江戸幕府は元禄八年（一六九五）十月の触（『御触書寛保集成』岩波書店 一九五八年 一七五九号）および元禄十一年二月に鉾山開発奨励の触（同前一七六五号）を発令した。⁷特に元禄十一年のそれは、「私領」における開発を奨励した点で注目されよう。笠谷和比古氏は、両令を、元禄期の金銀貨のための地金需要の高まりのなかで、幕府は大名領内にある鉾山を開発して金銀銅の増産を計る観点から、鉾山の開発を奨励するとともに、産出された金銀銅が大名領主の所有に属するものであることを法令をもって保証した、とし、この二度にわたって発布された法令をもって、大名領内の鉾物資源が大名領主に帰属するものであることが基本的に確定された、と評価した（笠谷『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館 一九九三年 二五六ページ）。

弘前藩では、元禄大飢饉の最中であつたことから元禄八年令への対応はみられないが、元禄十一年令に対しては、丁子屋末休による尾太銅鉛山の再開発という形で対処したと考えられる。幕府勘定奉行荻原重秀は、元禄十三年九月、銅払底につき諸国産銅調査のため、銅山を領内に持つ各藩に差出の提出を求めた。左の史料は、同年十月、その諮問に答えて弘前藩が幕府へ提出したものであろう。

荻原からの諮問に対して、同藩では次のように回答した（『国日記』元禄十三年十月二十四日条）。少し長文であるが、延宝元年（一六七三）以来、元禄十三年にいたる尾太鉾山の推移が記録され

ているので、左に掲げることにした。

一、先達而被仰越候萩原近江守様より御尋被成候銅出高之儀、御家老中^江申達之致僉議候処、延宝元年秋田之角助と申者、尾太銅山を見立、天和二年迄十ヶ年之間銅掘申候得共、過分損料ニ罷成相止申候、其後大坂泉屋又三郎と申者御国^江之町人二階弥三左衛門右兩人にて致普請候得共、是以成就不致差置候処、其後松山嘉兵衛と申者ニ被仰付候得共、是以埒明不申相止申候而、去々年丁子屋未休望申候得而致普請候得共、水敷ニ而普請料多入申候に付、当年者普請相止差置申候、尤銅少々出申候得共、普請料と差引見候得ハ過分之損金有之候、則未休手代七兵衛口上書并山奉行・勘定奉行口上書、未休最初願申候書付之写共ニ都合四通差登申候、隼人殿^江可被懸御目候、右口上書ニ而相見得申候通、銅山水拔大普請二付、当年者普請相止差置申候、右之儀二付御望之委細、隼人殿^江御家老中より被仰越由候之間、右之趣隼人殿^江可被仰達候、

右によれば、秋田の角助が尾太鉾山の山先として見立てを行^江い、延宝元年から天和二年（一六八二）まで銅の採掘をしたが、大きな損失を生じて経営を停止した。その後、大坂住友の泉屋又三郎と津軽出身の二階弥三左衛門が尾太鉾山に取り掛かったが、それも成就しなかった。引き続きいて松山嘉兵衛に再開発を申し付けたが埒があかず停止になった。元禄十一年、丁子屋未休が再開発を望んだので、任せるところ、水敷つまり坑内の水没を解消するために多額の費用がかかり損失を生じて撤退する羽目になった。銅山水抜の工事が大規模であるが故に当年は開発を停止している状

態である、という。前章で扱った事例が掲げられているが、我々が明らかにしたケースとは少々事情が相違する点も見える。これは江戸幕府勘定奉行からの諮問に対する回答なので、ある程度脚色した点もあるが、おおむね妥当と考えられ、やはり坑道の水没と排水・疎水坑工事が開発者の最大のネックになっていた点を、弘前藩では幕府へ回答したのである。

前章で明らかにしたように、二階と組んで尾太鉾山の再開発に着手したのは、金主として大坂銅吹屋の大坂屋久左衛門で、手代が求領して実務を取り仕切ったと考えられる。資料の上では、泉屋が二階と行動をともにしたという記録は見あたらないが、入役免除を願うのに二階が泉屋の前例を引いているのを見れば、一時的に泉屋が経営に参加したことがあったのであろう。

丁子屋未休 元禄十一年（一六九八）、尾太鉾山の稼行を弘前藩に申し出た丁子屋未（味）^味休^休について検討することにしよう。丁子屋については、印牧信明氏による詳細な研究（同「津軽藩における成立期の大坂廻米について」『交通史研究』第四四号 一九九九年）があるので、それに依拠しつつ概略を述べる。

元禄期前半を中心に、弘前藩の上方における金主たちのなかで重要な位置を占めたのは、丁子屋市兵衛（未休）であった。丁子屋は京都四条通柳馬場東入ル町に居住した両替商であり、同四年から弘前藩の江戸・上方蔵元（本）を勤め、江戸雇船の差配等も行っていた。同十年刊の「国花万葉記」では、弘前藩とは別に、伊予和島藩の蔵元と掛屋、同支藩の吉田藩の掛屋を勤めていた。

渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』（柏書房 一九六六年 三五ページ）によれば、未休は、元禄八年の幕府による貨幣改鑄

令が出されて、秋田藩へは領国貨幣の灰吹銀と丁銀の両替を幕府の銀座の手代が出向いておこなったが、弘前藩では銀座手代の不足を理由に、同九年、丁子屋がこれに代わって代役を果たした。その際、上方商人で弘前藩の蔵元を勤めた田中久左衛門を相役として灰吹銀（津軽銀）を江戸へ現送して丁銀に引き替えたという。

丁子屋は貞享期から弘前藩の「上方御用金」を用立ており、前述のように元禄四年には、江戸・上方御蔵本を勤めた。翌五年は、津軽領内不作による廻米不調と借銀の返済不能を、京都の金主たちが納得しなかったので、丁子屋自身がそれらの借財を請負い、元利一万二〇〇〇両余を調達したという。その結果、同六年は、廻米がなされなかったことから丁子屋にとって状況はいっそう悪化し、ついに同年暮には「身上潰」と、自身が破綻する事態となった。丁子屋は、いったんは上方の店じまいも考えたが、同八年まで江戸蔵元と大坂蔵元を細々ながらも継続してきたのである。この間、新蔵元も任命され、その調達分は元利共返済されたが、丁子屋の取次分は利足返済のみであったという。同八年春から弘前藩の江戸藩邸へ用立てた御用金は五〇〇〇両余に達し、「御廻米代」一六〇〇両余を渡されたが、三四〇〇両余が残り、前記上方で弘前藩の借財を肩代わりした分の元利一万二〇〇〇両余と合わせて、一万五〇〇〇両余が未返済になったという。なお、未休の死後も息子の理（利）右衛門が、藩や家中に対して多額の御用金を調達していた。

右のような歴史的背景を踏まえて、丁子屋と尾太鉦山の経営に
関して見てゆくことにしよう。

前章で述べた山師松山嘉兵衛の覚書（『国日記』宝永元年四月二

十一日条）によれば、元禄十一年、金銀引替えに津軽領にやって来た丁子屋の手代が、松山に尾太鉦山の経営を任せるので、前記の金銀引替えに際して丁子屋の相役だった蔵元田中久左衛門から、鉦山で必要な物品を受領するように言われたという。田中は丁子屋手代の宿元、すなわち領内における手代の身元保証人のような役割であった。早速、田中から五〇俵の飯米を給付されたが、尾太には悪天候のため僅かしか送付できず、このままでは尾太鉦山の鉦夫たちが飢えてしまうので、山奉行の許可を得て目屋野沢の払米五〇俵を松山が借用して急場を凌いだという（この拝借米をめぐっても、丁子屋は返済しようとせず、松山が藩の僉議を受けることになった）。このように、丁子屋は地元^江の山師と提携して、蔵元の立場を資金面で活用して尾太鉦山経営を目論んだようだ。金銀引替の業務を契機として、丁子屋の意図は、尾太鉦山の銅鉛生産を軌道に乗せて、弘前藩に対して持っている莫大な債権を回収しようとの意向があったのではなからうか。

さて丁子屋の経営については、『国日記』元禄十二年六月二十四日条に、左のように記されている。

一、丁子屋未休手代七兵衛儀、山本三郎左衛門を以申立候者、尾太銅山去年より段々仕入仕候処、当年者江戸より金子差下不申候二付手支迷惑仕候、尤江戸^江金子差下申様、度々以下脚申越候得共、江戸^江二而も從御公儀様大坂地代銀可被為下筈二被為仰付候処、尔今御渡不被遊、殊に從殿様御返済も無御座、未休儀も必至と手支難儀仕候由二而金子差下不申候二付、山子共^江当春より給銀相渡不申二付、山立退可申由申候二付爰元二而金子才覚仕度奉存候得共、御当地近付

無御座候故、調兼難儀仕候、依之御金二百両・御米三百俵
拝借奉願候、未休方より金子差下シ次第御米代并御金共返
納可仕候間、弥被仰付被下置候ハ、山子共も散シ不申相勤
せ可申候由申立候、

右によれば、丁子屋は元禄十一年から手代を津輕領に派遣して
尾太銅鉛山の経営に着手したようで、当初から経営の資金繰りに
窮していたことがわかる。つまり催促しても江戸の丁子屋からは
資金の補充がなく、また江戸の店でも幕府から大坂地代銀が支払
われないこととあわせて、弘前藩からも借財の返済が滞っている
ので未休自身も資金繰りに苦しんでいるという。そのため今年の
春から尾太鉦山の山子（鉦夫）たちへの給銀不払いによって、彼
らが鉦山から退去すると主張している。今のところ資金を補填で
きる見通しが立たないことから、未休から送金があり次第返済す
るので、藩から金二〇〇両と米三〇〇俵を借用したい、というも
のであった。文中の「從殿様御返済も無御座」との文言は、未休
に対する藩の借財一万五〇〇両余を指すのであり、弘前藩とし
ては痛いところをつかれた格好になった。

また同藩の検地役で和算家の財津久右衛門¹⁰は、生前江戸藩邸で、
丁子屋は特に尾太銅鉛山の経営を任せた経緯があり、加えて御用
金の才覚に大いに世話になってきた事情があるので、右の銀と米
の拝借願については、むげに断るわけには行かない、と述べてい
たという（『国日記』元禄十三年二月十日条）。財津が、いかなる
理由で丁子屋に肩入れしたのか詳細は不明だが、当時尾太鉦山の
経営もしくは採掘事業に技術的な側面から財津が関係していたの
であろうか。山役人の笹森と樋口は、資金と米の補給がなくなる

と大勢の「金穿」たちの給銀が滞り、閉山の危機に遭遇するとの
意見を山奉行山本三郎左衛門へ上申した（同前）。尾太閉山の危
機に直面した弘前藩は、同銅鉛山の再興を丁子屋の経営手腕に賭
けていたようなので、丁子屋手代の願に対して、丁子屋に金一〇
〇両と米一五〇俵の貸与を決めた。この後、丁子屋は閉山を匂わ
せて、弘前藩から様々な支援を受けるようになったのである。

さて、元禄十二年八月の尾太銅鉛山からの銅鉛は、次のように
江戸の丁子屋へ送付された（『新編弘前市史』資料編二 近世編一
弘前市 一九九六年 一〇七八号）。

一、笹森治左衛門申立候は、

一、銅四拾八箇 拾六貫目入、

一、鉛七拾箇 同断、

右之通、丁子屋未休方^江尾太山より出銅鉛、今度鯨ヶ沢湊よ
り江戸^江積登せ申候之由、未休手代七兵衛申立候、前々之山
師も銅鉛穿出候分、湊口無役ニ被仰付候、弥先格之通可申
付候哉奉伺旨申立候、

右によれば、銅四八箇（約二・八トン）と鉛七〇箇（約四・二ト
ン）が江戸の丁子屋未休へ、鯨ヶ沢（青森県西津軽郡鯨ヶ沢町）の
湊から江戸へ廻漕の予定であるという。その際、湊口の諸役は免
除された。

翌年五月には同じく江戸の丁子屋理左衛門（未休は、元禄十二
年に死去したようで、丁子屋は理左衛門に代替わりした）方へ
「廻舟」（廻船）で昨年と今年の一箇一三貫目入銅鉛二二〇箇（約
一〇トン）を、津輕半島東岸の蟹田湊（青森県東津軽郡外ヶ浜町、
同湊は本来、津輕半島のヒバ材を切り出して一時貯木し、それを

積み出す、弘前藩の有力な木材積み出し湊）から至急廻漕する必要に迫られたらしく、雇船でも商船でも構わないので運搬するように命じられた。加えて、廻米を多少積み残しても銅鉛を積載するようにと伝達しており、鯨ヶ沢湊からも雇船での廻漕を命じた。尾太銅鉛山は、未休が生前に経営を任せただけから、湊出役は免除するとしており、津出の諸役を免除した。なお廻米船への銅鉛積載は、享保六年（一七二一）、津国屋藤八が希望したが、「脇荷物」であるとして拒否されている（『国日記』享保六年三月二十三日条）。

ここで注意を引くのは、江戸への銅鉛の廻漕がなされているのと、日本海沿岸で当時上方への最大の廻米積み出し湊であった鯨ヶ沢からも、江戸へ太平洋海運を経由して銅鉛が廻漕されたことである。また廻米を積み残してまで銅鉛の廻漕を優先させているのは、弘前藩にとって銅鉛の廻漕がいかに重要であったのかを示している。つまり、城米廻漕を多少犠牲にしても、丁子屋による尾太銅鉛山の経営を何とか軌道に乗せようと企図したことや、これと連係して一万両を遥かに超える丁子屋への借財返済に資するようにとの意向が根底にあったと考えられる。さらに幕府から発令された、前述の元禄十一年の鉾山開発奨励令が、従来には見られない例外的な措置をとらせた背景なのではなからうか。

しかし、右のような努力にも拘わらず、丁子屋による尾太鉾山の経営は思わしくなかった。元禄十三年九月と十月の両度にわたり、丁子屋理左衛門は弘前藩の山奉行へ書状を送って、産銅の激減と赤字の増大、このままでは京都の本店も危うくなることを理由に、鉾山経営からの撤退を上申した（『国日記』同年十月十五日

条）。藩としては、銅鉛の生産に際して藩から借用していた資金や米などを清算した後、撤退の許可を与えるようにしたらどうかなどを検討したが、丁子屋は書状に返済すると明記しているで、それを信用し撤退はやむを得ないものと了承した（同前十月二十一日条）。

宝永・正徳期における目屋野沢地域鉾山の開発 丁子屋の撤退後、弘前藩では元禄十三年（一七〇〇）十月、「銅山水抜大普請」と称する、尾太銅鉛山の大規模な疎水坑工事に着手し、同年の採鉾を停止した（『国日記』同年十月二十四日条）。これによって、尾太銅鉛山の稼行は一時中断状態となり、藩は尾太鉾山本体ではなく、周囲の鉾山の再開発に乗り出した。

宝永元年（一七〇四）、弘前の山師宮川嘉右衛門が、山奉行の山本に対し川原沢鉾山開発に関して、「午ノ年」（元禄十五年）の例にならって、木綿一〇〇〇反、古手三〇〇、茶五本、半紙二箇、練綿四箇、蠟燭二櫃を上方から購入するので、湊方の入役（＝入港税）の免除を願った（同前宝永元年四月八日条）。ついで、同年七月、丁子屋などとの関わりでも言及した、山師の松山嘉兵衛が尾太鉾山の丸山にあって、かつて稼行したことのある敷で鉛の鉾脈を切り当てたという。そこで松山は秋田に金主を求めつつも、藩に対して高値での鉛の買い上げ、金掘たちへの賃銭の補給、米・味噌、錠などの金道具や、広範囲にわたる物品の支給などを求めた（同前同年七月十九日条）。それらは一箇＝鉛一六貫目（六〇キログラム）につき、代銭五四匁で買い上げてそれで精算することにしたという（同前）。

ところで、この時期に目屋野沢周辺には、いかなる山師集団が

いたのであろうか。時期は若干さかのぼるが、元禄十年、山奉行山本の覚書によれば、「尾太銅山并寒沢・川原沢三ヶ所」に三〇〇軒の山師が居住し、木戸ヶ沢の鉾山町には、「御台頭役」(鉾山役人の頭領を御大頭と称した。詳しくは拙稿2の注19を参照)がいて役人も詰めていたようだ(同前元禄十年六月四日条)。山師の一人が木戸ヶ沢から前記丸山へ移転したいと願ひ出ているので、山師たちは木戸ヶ沢の鉾山町に居住することが定められていたのであろう。このように鉾山町に居住しない者も含めて、目屋野沢地域に山師集団が三〇〇軒余も存在していたことは、尾太銅鉛山の坑道が水没して、いったん稼行を停止する事態に至ったとしても、相当数の山師たちが周辺の鉾山を稼行ないし再稼行させていたことを示唆していよう。前記丸山の古敷の鉛山稼行はその例であり、寒沢銀山では、古鉾滓を製錬したところ、毎月三〇〇〜五〇〇匁の銀が得られ、丸山銅山でも銀の採掘が可能であった、いずれも上銀として藩が買い上げたという(同前宝永元年八月十一日条)。

宝永二年に入ると、元禄十三年、いったんは松山嘉兵衛が見立て稼行したものの資金不足のため停止していた厚良沢銅山を、川原沢銅山の再開発をしていた弘前の宮川嘉右衛門が、鯉ヶ沢の鳥屋八右衛門を金主として稼行を願ひ出た(「国日記」宝永二年十月十二日条)。また同年、寒沢銀山の山先であった清左衛門一族が、御山を藩へ返上するという事態にいたった。この件については、拙稿2において、言及しているので、本稿では割愛する。

尾太銀銅山が本格的に稼行する以前に、領内最大の銀山であった寒沢は、坑道水没によってこのように藩への返上という事態に

至ったが、宝永五年正月、弘前藩は寒沢・尾太の古間歩の水抜普請を吉屋・豊田両名に下命した(同前宝永五年正月二十五日条)。宝永六年五月には、郡方支配の役人に尾太山一帯の鉾山の再調査を命じ、「尾太」「川原沢」「あつら沢(厚面沢)」「白光沢(八光沢)」の四カ所へ彼らを派遣して郷賄で金山検分を実施した(同前宝永六年五月八日条)。その結果、八光沢鉛山は有望との感触を得たのに加え、弘前の見付屋作右衛門が大和沢銅山も合わせて稼行を開始するに当たり、木綿・古手・紙・茶・蠟燭・小物類を手する際の入役免除を決めた(同前同年六月九日条)。さらに同年から翌七年の期間は十分一役を免除し、宝永八年から徴収することにした。なお、前掲『住友史料叢書 宝の山』三五ページに、大和沢の中留銅山は、宝永五年以前までは、大坂屋久左衛門の手代次右衛門が稼行していたと記録している。中留銅山は、天和元年、泉屋又三郎へ見立てを依頼したが、経営は大坂屋に任せられた。大坂屋は第二章で述べた大坂銅吹屋十七人衆の一人であった大坂屋久右衛門を指し、銅座設置後も大坂屋は津軽領銅山の経営に参加していたのである。大坂屋と領内銅山との結びつきの深さが窺われよう。

正徳元年(一七二二)、秋田の山師大坂屋次右衛門と手代平右衛門が尾太銅山の見分を希望したが、実際に稼行に至ったかは不明である(同前正徳二年五月八日条)。また、中川六左衛門・大野条助は、川原沢銅山・下川原沢金山・濁沢金山の稼行を願ひ出しており、金山で産金があった時には、一〇〇匁以下は普請山、一〇〇匁以上の場合には掘分としたい等、詳細な要望を藩に提出して稼行に取り掛かった(同前正徳二年五月九日条)。同四年十月には、

寒沢銀山間歩の水抜普請に貢献した者へ褒美を与え、完成を祝した(同前正徳四年十月二十六日条)。当時大がかりな採掘事業こそ見られなかったが、寒沢銀山では坑内の保金は行っていたらしい。

このように、宝永から正徳期にかけては、右のほかに、煩雑を避けるために掲げなかった者も含めて、目屋野沢や大和沢の金銀銅鉛山の開発に山師たちは数多く手を挙げて、藩に稼行を願い出た。

しかし、彼らは総じて資金力が乏しく、稼行していない古間歩を再開発しようとした場合、水敷の問題を解決しなくてはならず、水抜普請つまり疎水坑の工事から取りかからなくてはならなかった。着手の段階で、挫折したケースが多かったと考えられる。

むすび

以上、三章にわたって、天和元年(二六八一)に御手山から運上山へ転換した後、正徳期に至る尾太鉦山の実態を検討してきた。ここで本論の要点を次の四点にまとめ、当該時期における尾太鉦山の特徴を述べることにしたい。

第一に、銀銅山として延宝期に盛り山を迎えた尾太鉦山は、天和年間に入り鉦産激減の事態に直面し、御手山から運上山への転換を図ることによって再稼行の可能性を模索した。天和三年の「口上之覚」に見える再建築は、基本的に尾太鉦山の銅鉛山としての再建を強く志向した内容を藩首脳に提案して了承を得たものである。その際、大きな障害となったのが、坑道の水没と山師たち

の疲弊であった。坑道の水没については、疎水坑の工事が必須であった、そうでないと山師が新たな開発意欲を示さないことは明らかだった。木戸ヶ沢の鉦山町に居住する山師たちに銅鉛の鉦石を給与し、諸役を免除して敷の開発を約束することで、再開発に取りかからせることにした。山師たちの疲弊回復については、彼らの救済を急務として、蔵米の貸与と開発経費の補助を藩が行った。

右の二点の問題が解消した後、大坂屋などの新山主が尾太鉦山に興味を示した時に備えて、山方の有能な人材の流出を防ぎ、鞆などの基本的な器材の散逸を防止することにした。尾太鉦山の再建築とは別に、山巧者たちによる領内の山見立てを実施して新たな鉦山開発の可能性を探る方策も採用した。その際、扶持米・伝馬などの提供が提案され、藩による全面的な支援を要請している。

第二に、右の「口上之覚」に見える鉦山再建築に従って進められた事業は、二階弥三右衛門などの商人山師によって推進されたが、彼らはいずれも資本力が脆弱で、頼みとしていた上方の金主大坂屋との資金パイプが遮断されると、経営はたちまち窮地に陥った。弘前藩では、彼らを継続的に支援して稼行させていたのであるが、それにも限度があった。前述のように、天和元年、御手山から運上山へ経営形態を転換したとはいうものの、運山高を競り合う山師たちが数多く参集して敷を稼行させたわけではなかった。藩は、「口上之覚」に従って再建築を練り、その方針に沿って尾太鉦山の再興を図ったが、金主の撤退が相次ぎ、藩による蔵米と経営資金の補填、それだけでなく上方から購入した物品に関する湊への出入役免除も再建には功を奏さず、元禄初期に至る尾

太鉾山の再建策は悉く失敗に帰した。当時の尾太鉾山は運上山とはいっても、実際は御手山の時と同様の態勢であって、実質的な運上山の経営形態ではなかったと考えられる。

第三に、弘前藩は元禄十一年（一六九八）の幕府による鉾山開発奨励令に背を押される形で、上方の蔵元丁子屋未休に尾太鉾山の開発を任せ、産銅の江戸廻漕を行い、廻米船にも銅鉛を積載するなど、例外的な措置をとって幕府の期待に応えようとした。しかし丁子屋自体の鉾山経営資金の不足と、丁子屋に対する弘前藩の借財増加など、資金面での困難が主なブレーキとなって、丁子屋は未休の死去もあつたことから、一年で尾太鉾山から撤退した。元禄十三年、幕府勘定奉行荻原重秀への弘前藩の回答書は、資金面には触れていないが、疎水坑工事に多額の費用が嵩み、多少の銅生産はあつたが投資額に見合わず赤字になつたので、丁子屋は撤退したとある。おそらく、経営資金の不足と疎水坑工事の負担、この二つが原因であつたことは間違いないだろう。そこで弘前藩では、尾太鉾山を除いた領内鉾山の開発に乗り出し、物資の支給、諸役免除の措置を講じて積極的な見立てと開発を奨励した。

しかし、藩の開発策にのつた山師たちは総じて資金が乏しく、古間歩を再稼行しようとした場合、水敷の問題を解決しなくてはならず、疎水坑工事に多額の費用を費やしたため、成功にいたつた鉾山はほとんどなかったと想定される。

第四に、尾太をはじめとして、領内鉾山への大坂銅吹屋仲間の大坂屋久左衛門、同じく大坂の住友泉屋の介在が注目される。住友泉屋は、同族の泉屋又三郎が、尾太鉾山の御手山時代の吹き残

し鉾石の製錬を十分二役で弘前藩から依頼され、加えて大和沢中留銅山の見立てと尾太銅鉛山の経営を地元の山師と実施した形跡が認められる。又三郎は、南部領十和田鉛山で稼行した後、天和期に津軽領で活躍を始めたようだ。従来、住友泉屋は津軽領内銅山での活動は知られていなかったが、ここにおいて住友泉屋は津軽・秋田・南部・会津若松・南出羽の各領銅山で稼行していたことが判明し、活躍の範囲は奥羽全域に及んでいたのである。大坂銅吹屋の大坂屋は、銅吹屋十七人衆の一人であり、秋田の阿仁銅山、南部領の銅山でも稼行していたことが分かっている。津軽領でも金主として二階の尾太銅鉛山の稼行を資金面から支えた。

しかし、前述のように疎水坑工事に資金が嵩み、その関係も長続きはしなかったが、宝永五年（一七〇八）までは大和沢の中留銅山を大坂屋が稼行していたことは注目される。中留銅山は、泉屋又三郎が天和二年に見立てた銅山であつて、住友泉屋から大坂屋への同銅山に関する経営の移転があつたのかもしれない。

このほか丁子屋未休も含めて、京都・大坂における蔵元、銅吹屋などが金主となって尾太をはじめとする津軽領内鉾山の再建が地元の山師たちを駆使して行われたが、それらはいずれも水没した坑道の復旧に多大の資金を費消したことによって、成功をみずに終わった。

運上山に転換したと言われた尾太銅鉛山は、右に見るように坑内の排水工事に多額の費用を費やしたが、当該期鉾山に関する再建策を悉く失敗させた大きな原因であつた。ここに弘前藩は、水抜普請をいかにして成功させるか、普請費用を賄い得る金主をどのようにして抱えるか、そのことが尾太鉾山の山勢回復の鍵と

して浮上してきたのであった。それは、弘前藩内の問題に限定されるものではなく、長崎貿易における最大の輸出品として幕府が求める銅をいかにして供給するか、幕府の要請に応じる態勢をいかにして構築するか、この後、同藩政に求められてくるのである。

なお、享保・元文期の尾太鉦山に関しては、拙稿「18世紀前半の白神山地で働いた人々―最盛期尾太鉦山を事例として―」（『白神研究』第5号 二〇〇八年）と同「足羽次郎三郎考―その虚像と実像―」（長谷川成一監修『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像―』岩田書院 二〇〇八年）を参照されたい。

注

(1) 当番とは、『鉦山至宝要録』（『日本科学古典全書』第一〇巻、朝日新聞社 一九四四年、所収）一八ページに、次のように見える。

毎日鋪めぐりして、鋪の吟味する山奉行の下の者を、山廻りとも、当番の者とも云ふ。此者、山の事不功者にては、能き山も悪敷成り、公儀の御損出来、山仕の難義する事多し。此役人、山を能く心得、古は両山奉行にて、拾人か八人の山廻り有之、皆功者成しを、山悪敷成りて、山廻りの人数も少くなり、山奉行に召仕る、下の者、山の事一向知らざる者をも、此役に云ひ付、又下の者ならねども、引々に届次第、山知らぬ者を山廻りとする故、山に有り来る功者にては、成る様なきにより、山奉行彦人に彦人づ、は、下の者云ひ付られ、其外は有来る山廻りを、元の如くにせられよと、予山支配の時申渡たり、今は不知。山長者と言ふ役人も、古は大方、山に有来る者、勤めたり。

このように当番は「山廻り」とも呼ばれ、銅山経営一切の取り仕切りを任せられ、山奉行に直属する役人であったようだ。この「当番」「山廻り」の手腕が、鉦山の盛衰を決めたという。

(2) 「国日記」天和三年（一六八三）七月二十二日条に、吉田留右衛門の出奔について、次のように見える。

一、御銀山ニ差置候吉田留右衛門と申者、当番役仕罷有候、頃日八箔焼申二付、其役人ニ申付候、今十九日二走り申候、下人彦

人御座候、夫も同召連走り申候、如何仕走り申候と様々會議仕候得共、別而走り可申訳相知不申候、此者ひくに在女房二可仕と約束仕候由、然を留右衛門母・親類共ニ承同心不仕候二付、無是非今十五日ニ相返申候由二候、若左様之訳ニ而走り申候哉、此者元來御国之者親兄弟も爰元二罷有候、御切米三兩二彦人扶持被下候由、笹森治左衛門・黒石九左衛門申立之、

（傍線筆者）

右の記事によれば、吉田は尾太鉦山の現場で、鉦山の製錬を下命されていたようだ。おそらく、御手山の吹き残しの五〇〇〇荷再製錬の一環として、それに従事していたのだろう。

ところで、曾根ひろみ『娼婦と近世社会』（吉川弘文館 二〇〇三年 七九―八三ページ）によると、比丘尼の売色行為が顕著になるのは、天和―元禄期（一六八一―一七〇三）の頃であるという。勧進比丘尼と売女比丘尼は区別がつきがたく、比丘尼にとつて歌を歌って勧進することと、色を売ることとは流動的であったという。

尾太鉦山では、拙稿でも言及したように、延宝六年、山師からの要請によつて鉦山町に遊女をおくことを許可した経緯があった。鉦山に張り付いて製錬の仕事をしていた関係で、おそらく吉田は鉦山に入り込んできた右のような比丘尼と関係を持つようになったと考えられる。津軽領内での勧進は、宗派を問わず厳禁されていたので、鉦山社会に入ってきた比丘尼たちの目的は、売色そのものにあつたと推察される。

(3) 大坂屋久左衛門は、正徳二年（一七一二）「銅吹屋十七人之名前」（『泉屋叢考』第八輯 一九八三年 一八ページ）によれば、大坂横堀炭屋町に屋敷を持ち、古來銅吹屋であつたという。貞享五年（一六八八）「銅異国売人数十六人之年來之覚」（同前一〇ページ）によると、大坂屋は「是ハ寛永八・九年之時分より銅商売ニ取付」と、近世初頭からの銅吹屋であつたことが判明する。

(4) 「国日記」元禄元年（一六八八）十月三十日条によれば、鉄炮改めの触れが出たにも関わらず、鉄炮所持の浪人が領内に入り込んでいることを警戒し、冬季に閉山する尾太鉦山にそのような人物が入り込んでいくかどうか、藩は詮議を命じている。当時、尾太鉦山を運上山にしたことから諸国から山師だけでなく、浪人など様々な人々が津軽領は入り込んでくる状況であつた。

(5) 注1の『鉦山至宝要録』二八―二九ページに、

水鋪の鉦山至宝切るに、早水坪近くなり、やがて水貴けんと思ふ時分に、山奉行へ云立、検使を受け、水坪の水是迄溜りたりと、坪

にのみかど打する也。是を水のみかど、云ふ。水貫きぬれば、水のみかどより下の分は、水抜たる者の鋪となる、水のみかどより上の分は、水鋪主の分也。水坪より余程前にても同じ。館内へ切当れば、水坪の水抜ることあり、左様の時は、急て山奉行へ申立、水鑿かど打すべし。未だ、早しと思ふ共、前方云立て、鑿角すべし。水坪久しくなれば、破損有て、水坪通ひならねば、水抜の鋪主取明、検使を通すべし。若し其普請大分物にて成らず、其分にて指置、水坪まで行たる時、昔の掘下りたる止りより下を、水抜の者の鋪とすべし。水鋪も、水抜鋪も同主ならば、勿論のみかどの沙汰に不及。

とあり、当時の慣行として敷内で排水してそれが完了する直前に、山奉行に申し入れて水没していた箇所を水位に「鑿角」を打つことになっていった。そして基本的に、水位より上の部分は元の鋪主の持ち分で、水位より下の分を排水した者の権利として保障したという。かなり時間が経過した水敷の排水工事でも、同様の措置をとったようだ。このように水抜普請を実施するに際しては、複雑な手続を経なければならなかった。

弘前藩では、特にこのような手続をした形跡がなく、当時の鉾山の慣行を無視して、強権でもって尾太鉾山の再建を企図していたようだ。

(6) 最終的には、松山嘉兵衛による尾太鉾山の再開発は失敗に帰したが、元禄三年(一六九〇)七月の段階で、松山は水抜普請を成就したので、稼行を許可し、丸山銅鉛山も同様に許可し、山勢が回復するに従って、運上・掘分どちらの方式にするかを決めることにするという、重臣一町田権之進の書状が松山下された(「国日記」宝永五年閏正月十二日条)。右のように一時的にも、松山による水抜普請は成功したのであったが、その後、再度水敷になったのであろうか、結局、松山は撤退するしかなかったようだ。

(7) 元禄十一年(一六九八)の幕府の鉾山開発令(「御触書寛保集成」一七六五号)は、次のようなものであった。

覚

御料私領之内、金銀銅山見立候て、掘見可申候、私領之内に有之におゐてハ、向後地頭可爲所務候、且又寺社領に有之ハ、御領ハ御代官、私領ハ地頭可相窺候、以上、

二月

右によれば、幕領・大名領・寺社領にわたる広範な金銀銅山の開発を促すものであり、元禄八年令が幕府に遠慮せずに開発を奨励したの

と比較して具体的な内容になっている。

なお荻慎一郎『近世鉾山社会史の研究』(思文閣出帆 一九九六年六三ページ)では、右開発令を次のように評価している。

鉾山は(中略)「天下之御山」であり、本来「私領」主たる大名・旗本のみ領有に帰属しないとされた。このため、有力鉾山は幕府に召し上げられ、「私領」における鉾山からの運上・諸役銀は幕府上納の形式をとったし、鉾山の試掘、開発や再開発等は幕府へ申請して許可をうけなければならなかった。かかる鉾山政策は諸藩の鉾山開発を消極的にしているとの認識を幕府にもたせたのである。元禄一一年令では「私領」内における鉾山開発は以後、「地頭」の「所務」とし、寺社領地における開発申請の所在を明文化したものである。この法令自体は、鉾山の「天下之御山」論を否定するものではない。その後も諸藩領の有力鉾山からの運上は、幕府に上納されており、藩領鉾山の直轄化の事例をもつ。しかし、ここでは「私領」主に鉾山開発と支配を委ねる幕府の積極的姿勢が看取されるのである。

後述のように、津軽領で本来禁止された廻米積み船にも領内産銅を積載して江戸への廻漕を許可した背景には、右に示された幕府の姿勢ないし意向も弘前藩へ影響を与えたのではないかと推察される。

(8) 当時、荻原重秀は、勘定奉行とともに勘定吟味役・佐渡奉行も兼ねていた(「柳宮補任」二・五 東京大学出版会 一九六三年)。

(9) 荻慎一郎『元禄十一年鉾山開発令と土佐藩』(「住友史料叢書 月報九」一九九五年)によると、元禄十四年(一七〇二)二月、荻原は銅山所在の諸藩留守居を召還して書付提出を要請し、同月十四日に出頭した土佐藩留守居山川久左衛門は、銅座設置の目的等と書付提出の趣旨を説明したという。

また、薩摩藩では、元禄十一年の開発令を受け、幕府拝借金を引き出すことに成功したが、土佐藩が幕府拝借金を受けたものか、ないしは期待したかは不明であるとしている。これは弘前藩も同様で、蔵元の丁子屋にわざわざ尾太鉾山の稼行依頼したのは、同令を受けて幕府拝借金を要請しようとしたのかもしれないが、詳細は不明。

(10) 財津久右衛門は、天和の越後騒動後、弘前藩が幕府から下命された天和二年(一六八二)の越後高田検地を遂行するにあたって、江戸で召し抱えた検地を専門とする地方巧者である。検地終了後、財津は二〇〇石の藩士となり、元禄八年(一六九五)の大飢饉後の復興に努力し、同十二年弘前で病死したという(「弘前市史」藩政編 弘前市 一九七三年復刊 四六五頁)。和算家としても彼は有名で、尾太鉾山の技

術的な開発にも関与したと思われる。

なお財津については、羽賀与七郎「財津久右衛門」〔『歴史』八一
九五四年〕に詳しい。

(11) 『新編弘前市史』資料編二 近世編一（弘前市 一九九六年）一〇七九
号の、「国日記」元禄十三年（一七〇〇）五月二十九日条に、次のよう
に見える。

一、尾太山より去年・当年出銅鉛正味十三貫め入式百貳拾固出
來申候分、今度蟹田湊より江戸^江差登せ申度由、丁子や理右衛
門手代七兵衛申立候、殊二理右衛門方より右銅鉛早速登り候様
願候段拙者方迄申參候、御雇舟并商舟之舟頭共^共申合御免、右
之内にて相対次第積登せ候付、少も御損益無御座候、去年も未
休手代申立、財津久右衛門存生之内申付候之処、未休義二候間
御廻米少々積殘候而も、銅鉛ハ積為登可申由相濟、鱒ヶ沢湊よ
り御雇舟二積登せ申候、尤尾太銅山未休存生之内被仰付候付、
湊御役等之義も先年之通無役二而津出被仰付、弥勝手次第差登
せ候様被仰付可然奉存候間、如何可被仰付候哉奉伺旨申立之、
丁子屋による開発によって、尾太鉾山からは銅鉛の採鉾が行われ、あ
る程度の量は、地元で製錬されて江戸に積み出されたことが判明する。

【付記】本論文は、平成19～20年度科学研究費補助金基盤研究（C）

「歴史資料による白神山地の景観と環境の変容に関する研究」

（代表・長谷川成一）による研究成果の一部である。